

(五)

被告は、本書面において、原告らの2022（令和4）年3月2日付け準備書面（2）第5記載の再求釈明（13ページ。以下「本件再求釈明」という。）に対し、以下のとおり回答する。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 再求釈明事項

原告は、被告が、令和4年2月18日付け求釈明に対する回答書（以下「本件求釈明回答書」という。）第2の3（4及び5ページ）において、本件求釈明ウについて、「日本国政府は、合衆国政府から、海上保安官が、本件制限区域内において、海上保安庁法に基づき、海上の安全及び治安を確保するための職務を行うことにつき同意を得ている。」と回答したことに対して、以下のとおり、本件再求釈明を申し立てている。

1 本件再求釈明①

「同意」とは、いつ、いかなる機関において同意されたとの趣旨か。

2 本件再求釈明②

海上保安庁法に基づく行為とは、具体的には何を示すのか。海上保安庁法2条に基づき、具体的にいかなる行為を行うことにつき同意を得ているのか。

3 本件再求釈明③

身体拘束権を含めて、個別承認を要せず、常時、包括的な身体拘束の権限を有するとの趣旨か。

4 本件再求釈明④

原告に対する船舶衝突行為の海上保安庁法上の海上保安官の権限根拠は何か。

第2 回答

1 本件再求釈明①から③について

本件再求釈明①から③を踏まえ、本件求釈明回答書における本件求釈明ウについての回答を補足すると、日本国政府は、防衛省告示第123号（乙第2号証）のとおり本件制限区域が常時立入禁止区域に設定されるまでに、合衆国政府から、本件制限区域の保安及び秩序の維持を確保するため、本件制限区域において、逮捕、勾引状又は勾留状の執行、その他侵入者の人身を拘束する処分を含め、あらゆる適切な対応をとることについて、同意を得ており、海上保安官は、海上保安庁法に基づき、必要な措置をとっている。

2 本件再求釈明④について

本件において、海上保安官が「原告に対する船舶衝突行為」を行った事実はないが、答弁書第3の5(1)(12及び13ページ)でも述べたとおり、海上保安官は、法令の海上における励行、海上における犯罪の予防及び鎮圧等の事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることをその職責として担っており、現に海上で行われている犯罪を鎮圧し、終息させるため、船舶を停止させるなどの措置をとる権限を有している（海上保安庁法2条1項、5条1号及び15号、14条3項、18条。東京高裁昭和47年10月20日判決・高刑集25巻4号461ページ、東京高裁平成18年10月11日判決・判タ1242号147ページ）。

① 照会書再答本 以上

② 照会書再答本